

香芝市告示第18号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、「別紙図面」は省略し、香芝市都市創造部農政土木管理課において20日間の縦覧に供する。

令和4年2月15日

香芝市長 福岡憲宏

公園名	位置	区域	供用開始日
すがる川 いこいの広場	香芝市北今市5丁目621 番1他	別紙図面	令和4年2月15日
山崎公園	香芝市すみれ野1丁目29	別紙図面	令和4年2月15日
藤ノ木公園	香芝市すみれ野2丁目15	別紙図面	令和4年2月15日
おちあい公園	香芝市すみれ野2丁目24	別紙図面	令和4年2月15日
れんげ公園	香芝市鎌田406番10	別紙図面	令和4年2月15日